

山口市監査委員 馬 越 帝 介
同 石 高 雅 美
同 宮 崎 高 行

令和7年度定期監査（前期）の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和7年 4月 2日から 令和7年 4月30日まで	農林水産部 水産港湾課 小郡総合支所 地域振興課
令和7年 5月 1日から 令和7年 5月30日まで	環境部 資源循環推進課 清掃事務所 選挙管理委員会事務局
令和7年 6月 2日から 令和7年 7月 4日まで	上下水道局 上下水道総務課、業務課、水道整備課、水道施設課、下水道整備課 下水道施設課、南部上下水道事務所、阿東簡易水道事務所
令和7年 8月 1日から 令和7年 8月29日まで	総務部 市民税課 資産税課
令和7年 9月 1日から 令和7年 9月30日まで	秋穂総合支所 総合サービス課 阿東総合支所 阿東地域交流センター 阿東地域交流センター分館：篠生、生雲、地福、嘉年 会計課

2 監査の対象期間

令和6年度（ただし、4月及び5月実施分は令和5年度）

3 監査の方法

令和7年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合

理化に努めているかどうかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れ等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

ついては、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・ 決裁手続、調定事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・ 事務の時系列の不整合
- ・ 要綱と異なる取扱い
- ・ 検査検収日から長期の日数を要した支払い
- ・ 決裁文書の決裁日、施行日の記載漏れ
- ・ 切手受払簿への記載漏れや消せるボールペンの使用等による不適切な事務処理
- ・ 契約事務における相手方からの提出書類の不備

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するため、デジタル技術の活用を含めた多角的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、組織全体として改善策を講じられたい。

終わりに、今年度から、山口市職員等の旅費に関する条例及び施行規則の改正、また山口市財務規則の改正による少額随意契約の基準額の変更に伴い、事務の取扱いが一部変更されていることから、認識誤りとならないよう徹底されたい。